

兵庫県公報

平成21年8月31日 月曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則	ページ
○ 行政組織規則の一部を改正する規則（人事課）	1
訓 令	
○ 決裁規程等の一部を改正する訓令（人事課）	1
告 示	
○ 政策室に置く課長、本庁の課に置く室長、本庁の課に置く参事、県民局の室に置く参事及び 県民局の事務所に置く参事の名称を定める規程の一部を改正する規程（人事課）	2

公布された法令のあらまし

●行政組織規則の一部を改正する規則（規則第52号）

- 1 新型インフルエンザへの対応として、現在も続く感染症例の散発的な発生、今秋冬に想定される感染者数の著しい増加及びウイルスの性状変化による病原性の増大に備えるため、疾病対策室の体制を強化することとし、所要の整備を行うこととした。
- 2 平成21年台風第9号による災害からの河川に係る復興事業等を分掌させるため、光都土木事務所に河川復興事業課を置くこととした。

規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年8月31日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第52号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則（昭和36年兵庫県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第21条中「、課及び室を置き、課及び室」を「及び課を置き、課」に改め、同条の表局名の款課名等の項中「課名等」を「課名」に改め、同表健康局の款疾病対策室の項中「疾病対策室」を「疾病対策課」に、「新型インフルエンザ対策係」を「計画係 業務係」に改める。

第34条第24号、第35条（見出しを含む。）、第36条第3号及び第56条の4第6号中「疾病対策室」を「疾病対策課」に改める。

第71条の表中「健康福祉部健康局疾病対策室」を「健康福祉部健康局疾病対策課」に改める。

第87条の16第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

- 6 光都土木事務所に、第1項に規定する課のほか、河川に係る災害復興事業等を分掌させるため、河川復興事業課を置く。

附 則

この規則は、平成21年9月1日から施行する。

訓 令

兵庫県訓令第7号

本 庁
地 方 機 関

決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年 8月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

決裁規程等の一部を改正する訓令

(決裁規程の一部改正)

第1条 決裁規程（昭和42年兵庫県訓令甲第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1健康福祉部の部課名等の項中「課名等」を「課名」に改め、同部疾病対策室の項中「疾病対策室」を「疾病対策課」に改める。

(職員安全健康管理規程の一部改正)

第2条 職員安全健康管理規程（昭和50年兵庫県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第34条第4項中「健康福祉部健康局疾病対策室長」を「健康福祉部健康局疾病対策課長」に改める。

(附属機関の幹事の指定に関する規程の一部改正)

第3条 附属機関の幹事の指定に関する規程（平成12年兵庫県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

本則の表障害福祉審議会の項中「健康福祉部健康局疾病対策室長」を「健康福祉部健康局疾病対策課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年 9月 1日から施行する。

告 示

兵庫県告示第958号の3

政策室に置く課長、本庁の課に置く室長、本庁の課に置く参事、県民局の室に置く参事及び県民局の事務所に置く参事の名称を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年 8月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

政策室に置く課長、本庁の課に置く室長、本庁の課に置く参事、県民局の室に置く参事及び県民局の事務所に置く参事の名称を定める規程の一部を改正する規程

政策室に置く課長、本庁の課に置く室長、本庁の課に置く参事、県民局の室に置く参事及び県民局の事務所に置く参事の名称を定める規程（平成16年兵庫県告示第476号の5）の一部を次のように改正する。

別表県民局の室及び事務所に置く参事の部西播磨県民局の款光都土木事務所の項中 「高速道路参事
まちづくり参事」を

「高速道路参事

復興担当参事」に改める。

まちづくり参事」

附 則

この告示は、平成21年 9月 1日から施行する。